

清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が安心して住み慣れた地域で生涯を過ごせるまちづくりの指針となる、清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 清水町の福祉サービス及び介護サービスのあり方に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者

3 前項第4号に規定する委員は、公募に応募した清水町に住所を有する40歳以上の町民のうち3名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の策定終了までとする。

2 委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係職員を出席させ、その意見や情報を求めることができる。

(報償費の支出)

第7条 委員会に出席した委員には、予算の範囲内の報償費を支出する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を保健福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。